

意見書

平成16年8月11日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 500-8812
(ふりがな) ぎふけんぎふしみえじちょう
(住所) 岐阜県岐阜市美江寺町2-9
(ふりがな) ぎふししょうぼうほんぶ
(名称) 岐阜市消防本部
(ふりがな) みおやみのる
(代表者名) 見尾谷稔
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は、災害活動を有効に行うために不可欠であり、それにより、恩恵を受けるのは国民であり、消防ではありません。

一般の通信事業者のように、そのことで自己利益を得る性格のものでは決してありません。

岐阜市消防本部の場合も、署所数（15）が多く、山間部もあるため、災害時の通信手段として、無線設備の整備・維持に多額の予算が必要であり、現状のアナログ無線の整備さえも十分とはいえません。

年々、各市町村の財政も悪化しており、消防予算も縮小してきているなかで、新たな財政負担を強いることは、現有の無線機数を削減する必要が出てきます。

このようなことが起これば、災害活動力の低下を招き、大きな支障が出るおそれもあります。

今後の、消防・救急無線のデジタル化移行においても、デジタル無線は、中継局を現状のアナログ以上に多く設ける必要があります。

しかし、たとえ金額が大きくななくても、無線局に電波利用料が必要となれば、限られた予算の中で、無線設備を運用していくためには、無線中継局や移動局の数を最小限度に押さえた整備となります。

ところが、複雑化する都市型災害においては、救出救助や安全管理のため、消防隊員一人一人が無線機を保有する必要性があります。



国民の安全を確保する上で必要な、消防・救急無線等の積極的整備を妨げるような、地方公共団体等の電波利用料の取り扱いについては、現行通り特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

電波利~1

意見書

平成16年8月11日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒774-0001
(ふりがな) とくしまけんあなんしたつみちょう
(住所) 徳島県阿南市辰巳町1番地33
(ふりがな) あなんしょうぼうくみあい
(名称) 阿南消防組合
(ふりがな) いわさよしひと
(代表者名) 岩浅嘉仁
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

消防行政は、施設等活用することにより国民の生命、身体及び財産を火災や災害等からの被害を軽減することを任務としており、その業務遂行を行うために情報の伝達方法として消防救急無線はなくてはならないものとなっています。また、消防救急無線デジタル化についても平成15年10月に「電波法関係審査基準の一部改正」でアナログ周波数の使用期限は、平成28年5月31日までとなっており、消防救急無線デジタル化が急務となっています。当消防本部では、消防救急無線の260MHz帯へのデジタル化に基地局、移動局の改造に莫大な経費が必要になると考えられます。以上のことから、消防救急無線の使用は、人々が生命の危険にさらされ、財産が失うなど緊急にその状況から保護しなければならない状態での非常に重要な連絡手段であります。このことは公共の福祉を増進する目的で無線使用を行っている処であり、予算が困窮している状態で政府の施策であります消防救急無線デジタル化を推進する状況をご考察頂きまして、電波利用料の減免する特例措置を現行どおり継続していただきたく、意見を提出します。



発総第1536号
平成16年8月9日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 920-8601

住所 いしかわけんふげしぐんあなみずまちあざかわしまら 174ばんち
石川県鳳至郡穴水町字川島ラの174番地

氏名 いしかわけんあなみずちょうちょう さか もと
石川県穴水町長 坂本

電話番号

e-mail



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

様式1

意見書

平成 16 年 8 月 10 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 520-8577

(ふりがな) しがけん おおつし きょうまち

住所 滋賀県大津市京町 4-1-1

(ふりがな) しがけん

氏名 滋賀県

代表者氏名 滋賀県知事 國松 善次

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記


当県での災害対策無線通信は有効な防災対策を行ううえで欠かせないものであり、利用料徴収は全額免除して頂くことが妥当です。

水防用消防用無線全額免除は現状維持し、今後は防災行政用も全額免除となるよう検討いただきたい。

意見書

平成16年(2004年)8月10日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 753-8501
住 所 山口市滝町1番1号
団 体 名 山 口 県
代表者氏名 山口県知事 二井 関成
電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

- 1 本県において運用中の防災行政用及び水防用の各無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、県民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

様式 1

平成16年8月10日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号920-8577

(ふりがな) いしかわけんかなざわしひろさか

住 所 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

(ふりがな) かなざわしほうさいあんぜんたいさくしつちょう いとや よしひろ

氏 名 金沢市防災安全対策室長 糸屋 吉廣

☎

メール

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

地方公共団体が運用する防災関連の無線局は、国民の生命、身体、財産を保護するため不可欠なものであり、従来通り電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合は、国と同様に免除すべきであるとする。

様式1

意見書

和泉消 1 7 3 9 号
平成16年 8月 9日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

〒 594-0054

いずみしいちじょういんちょう

和泉市一条院町140-2

いずみししょうぼうほんぶ

和泉市消防本部

しょうぼうちょう つじのおさむ

消防長 辻野 収

TEL

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。

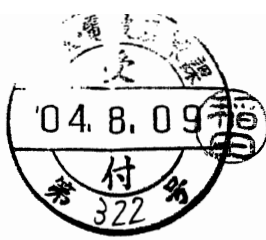
記

消防救急無線及び防災行政無線は、災害発生時において、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するための情報収集・情報伝達の最も重要な無線通信である。

特に、大規模災害時においては、過去の経験則から電話による通信網がパンク状態になるなど、直接的に国民の生命、身体、財産の保護に係る無線に電波利用料を設けるのは、国の責任を放棄するもので、社会公共の福祉に反する。

また、今後において、消防業務高度化のための消防救急無線のデジタル化移行に伴う多額の費用投入が予想されることから、当消防本部としては、現行どおり減免措置をとっていただくよう要望する。

以上



様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 5 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 920-8580

(ふりがな)いしかわけんかなざわしくらつき

住所 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

(ふりがな)いしかわけんかんきょうあんぜんぶしょうぼうぼうさいかちょう いまいこういち

氏名 石川県環境安全部消防防災課長 今井 公一

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

電波利用料の用途については、形成権で強行される周波数変更に利用すべきである。

意見書

平成16年8月9日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 927-2192

(ふりがな) いしかわけんふげしぐんもんぜんまちあざはしりて

住所 石川県鳳至郡門前町字走出6の69番地

(ふりがな) いしかわけんふげしぐんもんぜんまちやくぼそうむかちょう もりしたよしかず

氏名 石川県鳳至郡門前町役場 総務課長 森下善一

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書



泉南消警第 125 号
平成 16 年 8 月 5 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 590-0504

住所 せんなんししんだちいちば
泉南市信達市場 2012-1

せんなんししょうぼうほんぶ
泉南市消防本部

しょうぼうちょう にしかわ かつぶ
消防長 西川 勝文



電話番号 [Redacted]

電子メールアドレス [Redacted]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙の
とおり意見を提出します。

電波利用料については現行どおり減免を行う

理 由

- ① 消防救急無線は、災害時において欠くことの出来ない最も重要な通信手段である。
- ② 地方公共団体が開設する無線局の中でも、特に消防救急無線は、個人の趣味や営利目的ではなく、消防法第一条で定める国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資するという目的達成に係る高い公共性があり住民サービスの面からも必要不可欠な通信手段である。

意見書

平成 16 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 485-0014
(ふりがな) あいちけんこまきしやすだちょう
住 所 愛知県小牧市安田町 119 番地
(ふりがな) こまきししょうぼうほんぶ
しょうぼうちょう たまおきひさよし
氏 名 小牧市消防本部
消防長 玉置久斉
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

・大規模災害時の消防救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなります。地震や大雨などによる災害発生時に、国民の安全確保を図る上での電波使用に国、都道府県、市町村の区別はないと考えます。

・消防、救急無線は災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であるので、引き続き電波利用料の適用除外とすべきと考えます。

・電波利用料を徴収しても、消防救急無線については、公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用のインセンティブにはつながらないと考えます。

・消防救急無線、防災行政無線については、デジタル化等により電波の有効利用を図ることが決定されています。このデジタル化には、多大な費用が必要であり、さらに電波利用料徴収ということになれば、市町村にとって財政的負担がさらに増加することになりデジタル化が遅れるのではないかと考えます。

意見書

平成16年 8月 6日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒102-8119
(ふりがな) とうきょうとちよだくこうじまち
(住所) 東京都千代田区麹町1-6-2
アーバンネット麹町ビル
(ふりがな) ぜんこくしょうぼうちょうかい
(名称) 全国消防長会
(ふりがな) こびきたかのり
(代表者名) 木 挽 孝 紀
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

消救第 1920 号
平成 16 年 8 月 6 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 540-8570

おおさかしちゅうおうくおおてまえ

住所 大阪市中央区大手前 2 丁目

おおさかふそうむぶきかんりしつしょうぼうきゅうじよかちょう

氏名 大阪府総務部危機管理室消防救助課長

やすだ ゆたか

安田 裕

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

消防救急無線、防災行政無線及び水防無線の電波利用料が適用除外や減免の取り扱いとされてきたのは、無線でなければ消防防災活動上不可欠な情報連絡機能を確保できず、また、全国的に行われる必要のある業務であることからと理解しております。

消防救急無線や防災行政無線について、地方公共団体では総務省の方針に従い、2GHz帯を7.5GHz等に、800MHzを260MHzに、60MHz・150MHzを260MHzになど、周波数の再編成に協力し、デジタル化による電波利用帯域幅の削減に務めておりますが、これに係る設備投資は大きな財政負担となっております。

国民の安全・安心を守るための唯一の通信手段として電波を利用するこれらの無線について、今以上の負担を求めるのは、これら無線の整備促進の足かせになると考えます。

このことにより東海地震や東南海・南海地震等の巨大地震を始めとする大規模災害に対する防災対策の推進、及び電波の有効利用の促進にも大きな支障をきたす恐れがあります。

については、電波利用料についてはこれまでどおりの取り扱いが必要と考えます。

意見書

平成16年8月6日

総務省総合通信局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 840-2221
(ふりがな) さがけんさがぐんひがしよかちょうおおあざしもこが
住 所 佐賀県佐賀郡東与賀町大字下古賀 1193 番地
(ふりがな) ひがしよかちょうちょう いしまるよしひろ
氏 名 東与賀町長 石丸 義弘
電話番号 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」
に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。また、財政運営が大変厳しい中で、電波利用料の減免措置が廃止されることは到底容認できないものであります。このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象外とされるようお願いいたします。

意見書

平成16年8月6日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 様

郵便番号 849-3192

住所 さ が け ん ひ が し ま つ う ら ぐ ん き ゅ う ち ゃ う ま ち ね ね ぬ ぎ せ ゃ う ち ゃ う 9 9 7 ば ん ち
佐賀県東松浦郡厳木町大字厳木997番地

氏名 き ょ う ち ゃ う ち ゃ う ち ゃ う たく ぼ 好 範
厳木町長 由久保 好範

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として町民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。

本町では財政運営が大変厳しい状況にあり、その中で電波利用料の減免措置が廃止されることは到底容認できないものであります。

このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いいたします。



様式1

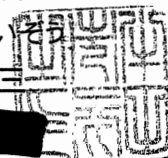
意見書

16. 8. 4

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号	475-8666
(ふりがな)	あいちけんはんだしとうようちょう
住所	愛知県半田市東洋町二丁目1番地
(ふりがな)	あいちけんはんだしちょうさかきばらいぞう
氏名	愛知県半田市長 榊原 伊三
電話番号	[REDACTED]
電子メールアドレス	[REDACTED]



「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

意見内容

地方公共団体が開設する無線局のなかで、防災行政無線の電波利用料は、現在のところ2分の1に減免されているが、電波有効利用政策研究会電波利用部会により、地方公共団体からの電波利用料の徴収が検討され、その報告書（案）でパブリックコメントを求めたので、半田市として下記のとおり意見を述べる。

記

報告書（案）によると、A案、B案（B-1案、B-2案）が示されたが、半田市としては、第1希望として「防災行政無線の電波利用料の適用除外」、第2希望として「減免率の引上げ」、第3希望として「A（案）：現行どおり減免」を要望する。

理由

防災行政無線は、防災上必要な通信を行うことを目的とするものであるが、つまるところは、災害時に国民の安全確保を図るものである。

そのため、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信である電波使用に、国、都道府県、市町村の区別はないと考え、防災行政無線についても、電波利用料は、「電波利用料の適用除外」としていただきたい。

防災行政無線については、デジタル化等により有効利用を図ることになっているが、導入には多大な費用を要するので、厳しい財政事情である半田市にとって、更なる負担増は困難である。

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

(本文)

この度の電波有効利用政策研究会 電波利用料部会(案)に係る国、地方公共団体の取扱いについて、電波の有効利用のために電波利用料を徴収する案が示されていますが、消防救急無線の無線局については防災上、緊急かつ重要な災害対応通信を行っており、国民の生命、身体、財産の保護に係る重要無線通信であります。

また、消防救急無線については、公務上、通信を代替する事のできない手段の一つでもあり、大規模災害時に国、都道府県、市町村が一体となって国民の安全確保のために活動する場合でも重要なものであります。

したがって、A案に示されている現行どおり、国、地方公共団体の無線局に対する電波利用料については、減免を行っていただきたい。

〒682-0025

鳥取県倉吉市八屋307-4

鳥取中部ふるさと広域連合消防局

担当 消防局指令課

TEL

FAX

E-mail

意見書

平成 16 年 8 月 6 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 745-0056
住所 周南市新宿通5丁目1-3
団体名 周南市消防本部
代表者氏名 消防長 奥田義和

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙
のとおり意見書を提出します。

別 紙

- 1 周南消防では、山岳地域を多くかかえる中で有効な情報収集手段として消防無線が大きな役割を果たしています。近年、携帯電話等の普及により情報伝達手段も多くなっていますが、大規模災害時には使用制限等なされ緊急を要する消防業務には適さない部分が多々あるように思われます。
- 2 当市においては、合併により2市1町が1本部となった為、災害出場時等の連絡体系がこれまでに増して一層重要となっております。複雑高度化する現在の災害現場で適切な活動を行う為にも早期情報の共有化が必要となってきております。よって統制のとれた消防業務を推進していくためにも消防無線の効率的な運用が不可欠です。
- 3 上記2点を含め、近年予測不可能な災害が増える中で、迅速に対応していくためにも電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立の遅れにつながるため現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成 16 年 8 月 5 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 576-0052

(ふりがな)

住所 おおさかふかたのしきさへ
大阪府交野市私部 1-1-1

(ふりがな)

氏名 かたのしとしせいびふほうさいあんぜんか
交野市都市整備部防災安全課
課長 木原 剛

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1. 防災行政無線の電波利用料については、財政措置困難のため今までどおり減免、若しくは全額免除として取扱っていただきたいと思えます。

意見書

平成16年8月5日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課御中

012-0845

ゆざわしざいもくちょう

湯沢市材木町2-1-3

ゆざわおがちこういきしちょうそんけんくみあいしょうぼうほんぶ

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部

しょうぼうちょう みやはらすみお

消防長 宮原澄夫

[Redacted signature area]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

電波の有効利用、効率的な利用を図るため、消防利用の周波数帯を商業利用等の周波数帯と分けて割り当てられ、さらにその周波数帯において近隣の消防本部同士が互いに悪影響を与えないように周波数を割り当てられているものと理解しています。

現在、当消防本部における消防無線局は、割り当てられた周波数で火災、救急、救助等で文字通り有功かつ効率的に地域住民の生命、財産の保護に活用し消防業務を遂行しており、不法な無線局の開設及び不法電波の発信はありません。

消防無線の運用の一例としまして、火災現場にあっては、刻々と変わる現場状況のいち早い情報収集、消火隊相互の連携活動に活用。救急活動においては、患者の容態把握による医師への情報提供。山岳救助にあっては防災ヘリとの救命連携活動等全く無駄なく人命救助に効率的利用をしております。これは国内消防共通と思われます。

このようなことから消防無線の今以上の効率的な利用とはどのようなことか具体例を示していただければと思います。

したがって、現時点では、消防無線に対しあらためて効率的な利用を促すため利用料制度を導入するという理由は、当消防本部並びに国内消防においては成り立たないと考えます。

負担の公平性に関しまして、住民がSOSという救助信号を出すのにも無線の利用料を支払わなければならないのかと言う事に疑問が生じます。

住民が消防関係に通報するのは助けを求める時であり、消防無線もこの時点から運用を開始します。予算が逼迫し利用料を払うことができないとなれば消防無線が使用できず、消防活動の遅れ、ひいては人命の損失、損害の増大ということになります。

極論的になりますが、住民は素早く助けを求めることができず命を落とすことになりかねません。

これが果たして負担の公平性ということになるのでしょうか。

第2節⑤にも記載されておりますが、消防無線のデジタル化に向けては、現在の財政事情から非常に厳しいものがあり、これに利用料の徴収が追い打ちをかけるような形で進められましては小規模な消防本部は大打撃を受けます。

消防無線は、他の利潤追求のための無線、娯楽のための無線等と異なり、地域住民の人命に直結するものであり、誰でも、何時でも、どこでも等しく助けを求めることができるようにすべきであり、消防無線に対しては、現行どおり減免すべきであると考えます。